

令和7年度 固定資産税（償却資産）

電算申告の手引き

固定資産税は土地及び家屋に加えて償却資産についても課税対象とされています。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在において所有する償却資産について、その資産の所在する市町村へ1月31日までに申告をしていただくことになっています（地方税法第383条）。

令和7年度につきましても本手引きをご確認のうえ、償却資産申告書を作成していただき、期限までにご提出ください。なお、申告書類が必要な場合は、下記までご連絡ください。

※ 令和7年度からの取扱いとして、前年度「該当資産なし」と申告し、令和6年1月2日以降に資産の取得や事業の内容に変更のない場合は、申告書の提出は不要とします。（令和7年度分も該当資産なしとして取扱います。）

提出期限 令和7年1月31日（金）

※期日間際は窓口が大変混みあいます。お早めにご提出いただきますようお願いいたします。

申告書の提出先・問合せ先

〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号
諏訪市役所 総務部 税務課 資産税係（償却担当）
電話 （0266）52-4141 内線134

※ 郵送により申告書を提出する方で控用に受付印が必要な場合は、宛先を記入のうえ切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は控を返送いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※ マイナンバー制度が導入されたことに伴い、個人番号を記載した申告書等を郵送いただく場合は、書留郵便等をご利用ください（返信用封筒も同様）。

1 電算申告の要件 … 原則として、以下の要件をすべて満たしてください。

- ① 償却資産申告書については、地方税法施行規則第26号様式（全国统一様式）によること。なお、一般の申告と異なり、評価額欄、決定価格欄及び課税標準額欄についてもすべて記載（出力）すること。
- ② 毎年度、所有する全資産について申告する方法によること（資産に増減がない場合でも申告すること）。
- ③ 前年中における資産の異動（増加及び減少）について把握できるものであること。
- ④ 種類別明細書については、地方税法に定められた様式の記載項目がすべて記載（出力）されていること。

2 種類別明細書の要件 … 次の点に留意して、全資産について記載（出力）してください。

- ① 毎年1月1日（賦課期日）現在のものであること。
- ② 特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして計上されていること。
- ③ 耐用年数の短縮、増加償却の適用を受けた資産は、摘要欄にその旨を記載し、これを証する書類の写しを添付すること。
- ④ 課税標準の特例（地方税法第349条の3及び同法附則第15条等）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税の軽減を受けることができます。申告書「11 課税標準の特例」欄の「有」に○をし、種類別明細書摘要欄に「特例」と記入すること。
- ⑤ 改良費については、一つの資産として区分して計上されていること。
- ⑥ 非課税資産がある場合は、事前に税務課資産税係に問合せのうえ「非課税適用申請書」を提出すること。
- ⑦ 評価額の最低限度額は、取得価額の5%であること。

3 その他の注意点

- ① 諏訪市に資産を所有しなくなった場合
申告書の備考欄にその理由（廃業・市外移転・合併等）を記入し、必ず減少申告をお願いします。
- ② 事業の法人化
個人分の減少申告と法人分の新規申告をし、申告書の備考欄にその旨を異動年月日とともに記載してください。
- ③ 申告をしない・虚偽の申告をした場合
正当な理由なくして申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条及び第386条の規定により、罰則が適用されることがあります。
- ④ 国税関係資料の閲覧について
地方税法第354条の2の規定により、市町村長は固定資産税の賦課徴収のため、国税関係資料の閲覧を行うことが認められています。諏訪市でも税務署にて閲覧を行い、償却資産申告書との整合性を確認します。
- ⑤ 実地調査について
地方税法第353条及び第408条の規定により、事業者には資料提供や実地調査を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。
- ⑥ 過年度分への遡及について
調査等の結果により、申告誤りや過不足の資産があった場合は、現年度分に限らず、過年度分も修正申告をお願いしています。その場合には、過年度分についても課税が発生する場合があります。なお、通常とは異なり納期は1回となりますので、ご留意ください。